

1. 近年の施設整備状況

	施設種類	床数
第6期計画	認知症対応型共同生活介護（2ユニット）	18
第7期計画	地域密着型介護老人福祉施設（1施設）	29
	認知症対応型共同生活介護（2ユニット）	18

※第7期では、上記の他、下記の施設を整備する。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1施設）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（1施設）

＜令和3年4月1日現在の整備状況＞ ※給付実績、月保険料は令和元年度実績

施設種類	施設数	床数	1床あたり給付実績	標準1施設の月保険料
特別養護老人ホーム	8	641	3,000,805円	128円
地域密着型特別養護老人ホーム	5	136	3,231,052円	50円
老人保健施設	5	480	3,036,238円	162円
認知症グループホーム	16	207	3,222,136円	15円

2. 施設整備の影響額

- ※ サービス事業者の指定の権限が市町村にあるサービスについて試算
- ※ 1号被保険者負担率23%、第1号被保険者数35,862人（H31.3.31現在）で試算
- ※ 令和元年度給付実績をもとに試算

(1) 地域密着型特別養護老人ホーム 1施設（29床）整備

- ① 1人あたり年間保険料 +600円
- ② 一般会計からの繰出額 +11,723千円（一般財源）

(2) 認知症グループホーム 1ユニット（9床）整備

- ① 1人あたり年間保険料 +180円
- ② 一般会計からの繰出額 +3,625千円（一般財源）

3. 待機者の状況（特別養護老人ホーム）

(1) 待機者の推移

- ・ 平成30年5月末 606人（要介護3以上 487人）
- ・ 令和元年5月末 657人（要介護3以上 532人）
- ・ 令和2年5月末 692人（要介護3以上 575人）

↳ 内、居宅待機者 346人

(2) 上位待機者（令和2年5月末時点）

※特別養護老人ホームの入所判定会議において「早期の入所が必要」と判断される、一定の点数を超えている待機者

- ・ 平成30年5月末 159人（内、居宅待機 75人）
- ・ 令和元年5月末 194人（内、居宅待機104人）
- ・ 令和2年5月末 186人（内、居宅待機102人）

(3) 入所者数の推移

- ・ 平成29年 215人
- ・ 平成30年 235人
- ・ 令和元年 235人

各年度の実績数

4. 施設整備の推進(国)

(1) 「介護離職ゼロ」への対応

国は、第7期介護保険事業計画において、家族を介護する必要を理由に離職する人をゼロにするための160人分の施設整備を計画に見込むよう示す。

(2) 「療養病床削減」への対応

国は、地域における療養病床の削減に対応するための介護サービスの受け皿を計画に見込むよう示す。（令和7年度まで55人分。7期計画で20人分、8期計画で20人分、9期計画で15人分を対応。）



第7期計画における地域密着型特別養護老人ホーム整備（1施設）、認知症グループホーム整備（2施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1施設）、看護小規模多機能型居宅介護（1施設）などの施設整備、サービス付き高齢者向け住宅整備（1施設）、介護医療院への転換で対応可能

5. 入所系施設整備の考え方(市)(案)

- (1) 近年の施設整備に伴う介護サービス費の伸びにより、保険料が上昇している。(県内13市で2番目に高い)
- (2) 年間の特別養護老人ホームへの入所者が、上位待機者を上回っている。
- (3) 全日常生活圏域に認知症グループホームが整備された。
- (4) 第8期計画における「介護離職ゼロ」、「療養病床削減」への対応は対応済み。



第8期計画では施設整備(※)を行わない。

(※)①特別養護老人ホーム、②地域密着型特別養護老人ホーム、③老人保健施設、④認知症グループホーム。①及び③は、県指定事業者であるため、指定に際する県からの意見の求めに対し、反対の意見を示すこととし、②及び④の市指定事業者の場合は、第8期計画に整備計画の位置付けを行わず、指定しないこととする。

6. その他の施設整備の方向性(案)

(1) 通所介護サービス

①認定者1人あたりの給付費(地域密着型サービス含まない。)

山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市
212千円	234千円	277千円	305千円

県内13市で1番高い

※給付費：平成30年度介護保険事業状況報告より算出

②事業所数(地域密着サービス含まない)

	山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市
事業所数	58	23	44	43
認定者数	11,918人	4,571人	8,560人	6,960人

認定者数に占める事業所数が多い

※事業所数：山形県ホームページ「介護保険指定事業者情報(令和2年7月1日現在)」

※認定者数：平成30年度介護保険事業状況報告より算出

③充足率(定員に対する利用率)

※ヒアリング内容は、令和2年1月から8月までの実績

市内数事業所からヒアリングした結果、充足率75%

④国からの指摘

「住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、併設する介護事業所等から必要以上に介護サービスを提供している場合があるのではないかと指摘が国会等においてなされている。」



酒田市でも以下のとおり通所介護施設が併設されている。

有料老人ホーム 12事業所/19事業所
サービス付き高齢者向け住宅 5事業所/10事業所

(※事業所数：山形県ホームページ「介護保険指定事業者情報(令和2年7月1日現在)」)

①～④を踏まえ



第8期計画期間中は通所介護施設整備を原則指定しない。

※①第8期計画で示すサービス量見込の上限に達する場合且つ②サービス見込み量に対して本市の指定通所介護施設の定員数が上回る場合、県指定事業者の場合は、指定に際する県からの意見の求めに対し反対の意見を示すこととし、市指定事業者の場合は、原則指定しない。

(2) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅への対応

これらの施設自体は住まいの確保という観点から重要な役割を果たしているが、入居に際しては最初から介護保険の常時利用が前提とされている事例が見られる。

今後は次の点について設置者に強く要請していく。

- ◆要支援者に対しては、介護サービスだけでなく、有料老人ホーム等による多様なサービス提供が行われること。
- ◆有料老人ホーム等単独で生活が完結できること。

7. 2025・2040年を見据えた基盤整備

第7期計画では2025年も見据え基盤整備を図ってきた。いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年は、高齢者人口が減少する中で85歳以上の後期高齢者人口が高い水準で推移することが見込まれているものの、認定者数自体は現在とほぼ同水準になると見込まれる。

2040年を見据えた基盤整備については、第7期計画の基盤整備の効果を検証し、保険料の水準も踏まえながら、第9期計画に向け、検討していくこととする。